

審議案件に関する概要

令和4年11月16日 第3部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項（新設）
届出日	令和4年5月10日
担当部署	日高振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤 光博	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	(仮称) ツルハドラッグ日高富川店 沙流郡日高町富川南1丁目389-1	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	株式会社 ツルハ 代表取締役 八幡 政浩 札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	
(3)新設日	令和5年1月11日	
(4)店舗面積の合計	1,135 m ²	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	37 台
	駐輪場の収容台数	20 台
	荷さばき施設の面積	64 m ²
	廃棄物保管施設の容量	8 m ³
(6)施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	午前7時00分 ～ 午後9時50分
	駐車場の利用時間帯	午前6時30分 ～ 午後10時00分
	駐車場の出入口数	2箇所（出入口2箇所）
	荷さばき時間帯	午前6時00分 ～ 午後10時00分

3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 37 台 ≤ 設置台数 37 台
	従業員駐車場等の整備	10 台
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	20 台
	来客車両等の入出庫方法	屋外に平面自走式駐車場。ゲートなし。
	搬入車両等の誘導	・搬入が一度に集中しないよう計画的に時間帯を設定している。
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の出入口は、見通しの良い位置に設けてドライバーの視距を確保し、歩行者や自転車の安全確保に配慮する。 ・出入口に出庫車両に対する一旦停止の表示を設置し、歩行者に対する注意を促す注意喚起看板を設置して、歩行者や自転車の安全確保に配慮する。
	交通整理員の配置	・開店時及び売り出し等で混雑が予想される日に配置し、円滑な交通誘導と安全対策に努める。配置場所については、時間帯、混雑状況に応じて、臨機に対応する。
	除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> ・除排雪業者と契約し、降雪 10 cm 以上で出勤し店舗開店前までに終了させる。堆積場の雪は適時排出し、来客駐車台数の確保に務める。 ・公道に堆積した雪で、出入口付近の見通しの悪化等、交通安全上の問題が発生した場合は、その排雪にも努める。

(2)騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価
			1	55 dB	45 dB	○
			2	55 dB	54 dB	○
			3	60 dB	39 dB	○
			4	55 dB	49 dB	○
	5	55 dB	52 dB	○		
	夜間の等価騒音レベルの予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価
			1	45 dB	31 dB	○
			2	45 dB	36 dB	○
			3	50 dB	30 dB	○
4			45 dB	44 dB	○	
5	45 dB	41 dB	○			
夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価	
	a1	冷凍機	40 dB	62 dB	△	
	a2	排気	40 dB	64 dB	△	
	a3	排気	40 dB	64 dB	△	
	A1'	排気	40 dB	36 dB	○	
騒音問題の一般的対策		<ul style="list-style-type: none"> ・店舗職員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング停止等を行うよう指導する。 ・来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配慮する。 ・豪雪時など安全が優先される以外の通常の除排雪作業は原則的に深夜早朝（夜10時から朝6時まで）は行わない。 				
荷さばき作業等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な搬入を行うことで、搬入台数の低減、及び荷捌き作業時間を短縮させ騒音の低減に配慮する。 ・搬入業者にアイドリング停止を徹底させる。 				
付帯設備・施設等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・室外機は低騒音型の種類を選び、騒音の軽減に配慮する。 				
青少年等の蝟集等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・営業終了後、駐車場の全ての出入口をチェーン等で閉鎖し、青少年の蝟集による騒音防止対策を講じる。 				
その他の対応方策		<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境問題を発生させる恐れがある場合、かかる問題についても適正に対応策を講じる。 ・住民からの苦情が発生した場合は、小売店舗の責任者が迅速に対応する。 				

※排気音 a1 ~ a3 は敷地境界では規制基準値を超えるが、直近の住居壁際では基準以下となる。

(a1、a2、a3の合成音：36 dB)

(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 5.320 m ³ ≤ 設置容量 7.870m ³
	保管場所の位置、構造等	・屋内密閉型で、廃棄物が飛散することはない。
	運搬・処理対策	・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。 ・法や条例に基づき適切に処理を行うよう、契約業者に指示する。
	減量化、リサイクル等	・古紙、ダンボール、発泡スチロール等のリサイクルを徹底する。
	調理臭、悪臭の飛散防止	・当該施設では調理等を行わないので、調理臭は発生しない。 ・在庫管理を徹底し食品ロスにならないよう努める。また商品についてはパッケージ包装されているため、悪臭は発生しない。
その他の対応方策	・生活環境問題を発生させる恐れがある場合、小売店舗の責任者が適正な対応策を講じる。	
(4) 街並みづくり等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明や広告塔照明は、その光により地域の住民等に悪影響を与える光害を生じることがないように、照明は駐車場敷地内を照らし、明るさは10ルクス程度に抑え、営業時間終了後に消灯し、周辺への影響に配慮する。 ・当該店舗が立地する地域において街並みづくりが行われる場合、その取組みを阻害することのないよう調和を図る。 	
(5) 防災対策への配慮	・地方公共団体から災害時の避難場所として、駐車場等敷地の一部使用あるいは店舗で扱っている物資の緊急時における提供等の要請があった場合は、必要な協力を行う。	
(6) 防犯対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・閉店後は、建物機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図る。 ・自治会の防犯活動などへの適切な協力を配慮する。 ・所轄警察署との連携を図って管理者が責任を持って緊急時の対応等を行う。 	

(7) 関係行政機関との協議状況	・届出書案一式を提出し、概要を説明。
公安委員会（警察）	【北海道札幌方面門別警察署】 ・開店時、交通整理員を配置し円滑誘導に努めること。 →承知した。開店時及び売り出し等で混雑が予想される日は交通整理員を配置し円滑な交通誘導と安全対策に努める。 【北海道警察本部交通部交通規制課】 ・指摘事項無し。
地元市町村	【日高町商工観光課・建設課・管財建築課・市街地活性化対策室・企画財政課】 商工観光課 ・説明会で地域住民へ説明をし、質疑等あれば適切な対応をすること。 →了承した。 建設課 ・都市計画、建築基準法を遵守し、必要な手続きをすること。 →了承した、設計事務所へ申し伝える。 ・道路の新規切り下げ位置については、特段問題ないと考えるが、樹木の移設等詳細について別途担当者より協議を行うこと。 →了承した。
道路管理者	【室蘭開発建設部 苫小牧道路事務所】 ・指摘事項無し 新規切り下げ工事に関する承認申請等の説明を受け、申請準備でき次第、設計事務所もしくは施工業者より連絡する旨伝える。
その他関係機関	【日高町教育委員会 管理課】 ・富川小学校、富川中学校の通学路に該当するため、工事の詳細が決まり次第、教育委員会及び各学校へ説明すること。 →承知した。

4. 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	意見なし。
(2) 住民等の意見	意見なし。

5. 道（日高振興局連絡調整会議）の意見案

関係各課へ意見照会中。

※法第6条第2項、法附則第5条第1項の届出は、これを準用すること。

答申文

【(仮称) ツルハドラッグ日高富川店】

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、届出書等に記載された計画においては、対象としたすべての項目で、法第4条の指針に沿った配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。

日高町からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。